令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第19報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和5年5月23日 厚生労働省告示第192号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和5年5月23日 厚生労働省告示第194号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を 改正する件
- ・令和5年5月31日 厚生労働省告示第209号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和5年5月31日 厚生労働省告示第211号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び 特掲診療料 の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和5年5月23日 保医発0523第2号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和5年5月23日 保医発0523第3号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
- ・令和5年5月25日 保医発0525第2号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和5年5月31日 保医発0531第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和5年5月31日 保医発0531第3号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
- ・令和5年5月31日 保医発0531第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
			6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与 することができる注射液	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与 することができる注射液	
早269		下から1行目	(4) 保険医が投与することができる注射液 ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドバ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤	(4) 保険医が投与することができる注射液 ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、 オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド 酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベー ター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチ ド製剤及びビメキズマブ製剤	字句挿入
早333		下から3行目	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ 加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加 算に規定する注射薬 サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドバ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ 加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加 算に規定する注射薬 サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤	字句挿入

早366		上から21行目	II 医科点数表の第2章 <u>第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに</u> 規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~086 (略) 087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1) (略) (2) 振戦軽減用 ①~④ (略) ⑤ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き	II 医科点数表の第2章 <u>第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに</u> 規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~086 (略) 087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1) (略) (2) 振戦軽減用 ①~④ (略)	字句挿入
早398		下から9行目	088~222 (略) 223 腱再生誘導材 257,000円	088~222 (略) (新設)	字句挿入
			224 前立腺組織用高圧水噴射システム 注 ア 当該システムは、前立腺体積が50mL以上の前立腺肥大症による下部尿路症状に対して、経尿道的前立腺手術よりも患者の負担の減少等を図る必要がある場合において、前立腺組織の切除及び除去を目的に使用した場合に限り算定できる。 イ 当該システムは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 ウ 当該システムの使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な根拠を詳細に記載する。	(新設) (新設)	字句挿入
			C152 間歇注入シリンジポンプ加算	C152 間歇注入シリンジポンプ加算	
443	右	上から5行目	(1)~(4) (略) (5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持続皮下投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セットの使用が月5個以上の場合は区分「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合830点および区分「C152間歇注入シリンジポンプ加算21以外のシリンジポンプ1,500点」を合算した所定点数、月10個以上の場合は区分「C150血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合2回分および区分「C152間歇注入シリンジポンプ加算21以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月15個以上の場合は区分「C150血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合3回分および区分「C150血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合3回分および区分「C152間歇注入シリンジポ	(1)~(4) (略) (新設)	字句挿入

			ンプ加算2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月20個以上の場合は区分「C150血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合4回分および区分「C152間歇注入シリンジポンプ加算2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。 (6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。		
100	+	工业と7年日	D003 糞便検査 (1)~(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を	D003 糞便検査 (1)~(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を	字句插入
466	石	下から6行目	目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはE LISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法 又はLA法により、クローン病についてはELISA法、F EIA法、イムノクロマト法 又はLA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	子切押人
			ウ (略)	ウ (略)	
482	右	上から9行目	D006-14 FLT3遺伝子検査 急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) (略)	D006-14 FLT3遺伝子検査 (1) 再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) (略)	字句訂正
			K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	
1018	右	下ら3行目	(1)~(4) (略) (5) 末梢神経ラジオ波焼灼療法(一連として)は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定できる。 ア 整形外科的な外科的治療の対象とならない変形性 膝関節症に伴う慢性疼痛を有する患者のうち、既存の保存療法で奏効しない患者に対して、疼痛緩和を目的として、上外側膝神経、上内側膝神経及び下内側膝神	(1)~(4) (略) (新設)	字句挿入

			経に末梢神経ラジオ波焼灼療法を行った場合は、本 区分の所定点数の「1」ロを準用し算定する。 イ 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、変形性膝 関節症に関して、専門の知識及び6年以上の経験を有 し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤 の整形外科の医師が実施した場合に限り算定する。		
1054	右	下ら8行目	※経尿道的前立腺手術 前立腺組織用高圧水噴射システムを用いて経尿道的前立腺 切除術を行う場合は、関連学会の定める適正使用指針を遵守 し、前立腺肥大症の経尿道的切除術の治療に関して、専門の 知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定める 所定の研修を修了している常勤の泌尿器科医が実施した場合 に限り本区分の所定点数を準用して算定する。	K841 経尿道的前立腺手術 (新設)	字句挿入
調24	右	下から16行目	01 薬剤調製料 (1) ~ (4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ 、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボ ソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシ ズマブ製剤、乾燥濃縮人CI-インアクチベーター製剤、フレマネズマ ブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグパリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤)に限る。	01 薬剤調製料 (1) ~ (4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤)に限る。	字句挿入
調87	右	上から23行目	ウ〜オ (略) 30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)	ウ〜オ (略) 30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)	字句挿入

			別表3	別表3	
			サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤	
			ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤	
			オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤	
			<u>ボソリチド製剤</u>	ボソリチド製剤	
			エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤	
			アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤	
			カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤	
			乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤	
			フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤	
			メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤	
			ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤	
調88	右	下から1行目	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	(新設)	字句挿入
			<u>ペグバリアーゼ製剤</u>	(新設)	
			ラナデルマブ製剤	(新設)	
			<u>ネモリズマブ製剤</u>	(新設)	